

昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定及び低所得者に係る 軽減の拡大について

資料1
6運協③
R7.1.31

1 改正内容

(1) 保険税の課税限度額の見直し

	医療給付費分 限度額	後期高齢支援金分 限度額	介護納付金分 限度額	合 計
現行制度	65万円	24万円	17万円	106万円
見直し案	66万円	26万円	17万円	109万円
見直し額	1万円	2万円	0万円	3万円

	医療給付費分 限度額	後期高齢支援金分 限度額	介護納付金分 限度額	合 計
昭島市	65万円	22万円	17万円	104万円
見直し案	66万円	26万円	17万円	109万円
見直し額	1万円	4万円	0万円	5万円

(2) 低所得者に係る均等割軽減の判定所得が変更される

7割軽減	変更なし	基準額： $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円$
5割軽減の拡大	(現行)	基準額： $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + 29.5万円 \times \text{被保険者数}$
	(見直し案)	基準額： $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + \underline{30.5万円} \times \text{被保険者数}$
2割軽減の拡大	(現行)	基準額： $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + 54.5万円 \times \text{被保険者数}$
	(見直し案)	基準額： $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + \underline{56万円} \times \text{被保険者数}$

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者
医療制度の被保険者に移行した者を含む

